○内閣府告示第百十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の四第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四十八号（租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第四項第一号中「費用」の下に「（不妊治療に係る医薬品（処方箋に基づき調剤されたものに限る。以下同じ。）に要するものを含む。）」を加え「同じ。）又は」を「同じ。）」に改め、「診療所をいう。以下同じ。）」の下に「又は薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「健康診査」の下に「に要する費用又は妊娠に起因する疾患の治療」を「費用」の下に「（当該治療に係る医薬品に要するものを含む。）」を加え、「又は助産所」を「、助産所」に改め、「同じ。）」の下に「又は薬局」を加える。

第五項第一号中「費用」の下に「、出産に起因する疾患の治療に要する費用（当該治療に係る医薬品に要するものを含む。）又は母子保健法第十三条第一項の規定による産婦に対する健康診査に要する費用」を「助産所」の下に「、薬局」を加える。

第六項中「（処方箋に基づき調剤されたものに限る。）」及び「（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局をいう。）」を削る。

第九項第三号を削る。

○内閣府告示第百十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号から第四号まで、附則第六条第一項、第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)、第三号イ(1)及びロ(1)並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

平成二十八年三月三十一日

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十五号の二百七十一人以上三百人以下の項中「四人」を「五人」に改め、同表三百一人以上四百五十人以下の項中「五人」を「六人」に改め、同表四百五十一人以上の項中「六人」を「八人」に改める。

同条第三十五号の次に次の二号を加える。

三十五の二　指導充実加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であって、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

三十五の三　事務負担対応加配加算　当該施設等において、その利用定員二百七十一人以上の場合であって、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。

同条第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二　チーム保育推進加算　当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均勤続年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

同条第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二　事務職員配置加算　当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合に加算されるものをいう。

第十七条中「賃借料加算」の下に「、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算」を加える。

別表第二を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第九条の三の二第一項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

名　称	住　所
一般社団法人地方税電子化協議会	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十二号

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月二日以後に取得された償却資産に対して課する平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、平成二十七年一月一日までに取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第一号中「及びインフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」を「、インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト、航空機用先進システム実用化プロジェクト及び戦略的イノベーション創造プログラム（次号において「ＳＩＰ」という。）に掲げるインフラ維持管理・更新・マネジメント技術」に改める。

第二号中「ナノテク・先端部材実用化研究開発」、「、低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト、炭素低社会を実現する超低電圧デバイスプロジェクト」、「、後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発」及び「社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト、再生医療の産業化に向けた細胞製造・加工システムの開発、体液中マイクロＲＮＡ測定技術基盤開発、国際基準化に向けた心毒性評価法確立のための細胞製造・計測技術の開発及び」を削り、「二酸化炭素原料化基幹化学品製造プロセス技術開発」の下に「、次世代ロボット中核技術開発、エネルギー・環境新技術先導プログラム並びにＳＩＰに掲げる次世代パワーエレクトロニクス及び革新的設計生産技術」を加える。

第三号を削る。

○総務省告示第百四十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条の二第二項及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十一条第五項の規定に基づき、平成七年自治省告示第七十七号の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則中「附則第十一条の二第二項」の下に「及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十一条第五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。